

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年2月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
潟上市	50.9歳	34人	260,215円	282,767円	279,781円	-	-歳	-円	-
うち学校給食	53.4歳	4人	219,025円	225,425円	227,555円	調理師	44.1歳	212,600円	1.06
うち運転手	51.3歳	12人	284,517円	319,530円	309,145円	自家用乗用 自動車運転手	53.2歳	234,700円	1.36
うち用務員	52.2歳	13人	266,154円	288,586円	289,109円	用務員	53.9歳	227,200円	1.27
うちその他	44.6歳	5人	219,400円	225,282円	226,837円	-	-歳	-円	-

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
全体	0人	0人	1人	1人	0人	1人	2人	3人	6人	10人	10人	0人
学校給食	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
運転手	0	0	0	0	0	0	1	2	3	4	2	0
用務員	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4	5	0
その他	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	1	0

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

- ・ 国の行政職給料表(二)適用(ただし、級は3級まで(国は5級))

② 各種手当

- ・ 一般職員に準ずる

③ 昇給基準

- ・ 毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにする。

3 具体的な取組内容

① 給与について

国に準拠した取扱いとなっているため、国の給料表が改定となった場合に同様の見直しを行う。

② 諸手当について

国に準拠した取扱いとなっているため、見直しは考えていない。

③ 採用について

退職者不補充としており、現在、新規採用は行っていない。退職補充は臨時職員で対応することとし、職種により対応できない場合は、民間委託等を検討する。

④ 昇給について

新たな勤務成績評価制度を導入し、勤務成績の状況により昇給に反映させる。

4 その他

・ 職員数の削減見込み

年度	在職者数 (4/1現在)	定年退職者数
平成19年度	34	2
平成20年度	32	1
平成21年度	31	5
平成22年度	26	2
平成23年度	24	2
平成24年度	22	2
平成25年度以降	20	20